

令和 7 年度
小金井市民設民営学童保育所
設置事業者募集要項

小金井市子ども家庭部児童青少年課
令和 7 年 6 月

- 1 目的
- 2 開設場所、募集施設数、施設定員数及び対象児童
- 3 応募資格
- 4 応募方法
- 5 希望事業者の審査
- 6 審査に当たり重視する項目
- 7 審査方法
- 8 小金井市民設民営学童保育所設置事業者登録台帳への登載
- 9 設置事業者の最終決定
- 10 選定結果等の通知
- 11 施設見学会
- 12 事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類等に関する質疑
- 13 審査・選定スケジュール（日程）
- 14 提出書類の返還及び情報公開等
- 15 失格
- 16 その他（留意事項）

1 目的

小金井市（以下「市」といいます。）では、社会情勢の変化などから、学童保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設をいいます。以下同じです。）の需要が増加しており、公立の学童保育所では、施設定員を上回る申込みがあり、大規模化しています。

この需要に対応するため、「小金井市子ども子育て支援事業計画 のびゆくこどもプラン 小金井」を策定し、今後の学童保育所の運営・整備に当たっては、児童の安全性、保育の質の確保等を踏まえ、学校施設内の施設併用利用や民間施設の活用及び民設民営を推進するなど、緊急対応の必要なところから優先的に保育環境の整備を進めることとしています。

そこで、令和5年度に民設民営学童保育所施設整備事業費補助金を創設しました。

この要項では、その補助金を活用して**令和8年4月1日**に学童保育所を開設し、運営する事業者（設置事業者）を募集します。

なお、本補助金は、放課後児童健全育成事業にかかる部分の補助金であり、放課後児童健全育成事業以外の多様なサービスや多様な活動は補助対象となりません。

2 開設場所、募集施設数、施設定員数及び対象児童

開設場所、募集施設数、施設定員数及び対象児童は、次表のとおりです。

開設場所	社会福祉法人聖ヨハネ会保育施設（小金井市桜町1-3-22）
募集施設数	1施設
施設定員数	原則30人以上40人以下（1支援の単位）
対象児童	小金井市内に在住する小学校1～4年生の児童 ※ 別添Q&AのQ11も併せて御参照ください。

3 応募資格

次表の「応募条件」の全ての条件を満たしている事業者（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）であって、提案する計画は、整備を行う学童保育所について「設備及び運営の基準」を全て満たすものであることとします。

応募条件	
①	令和 8 年 3 月 3 1 日 までに市が指定する施設で学童保育所を 整備 し、かつ、 令和 8 年 4 月 1 日 に学童保育所を 開所 することが可能であること。
②	学童保育所の運営に当たっては、児童福祉法、小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 27 号。以下「基準条例」といいます。）、小金井市学童保育所条例（昭和 47 年条例第 10 号）、小金井市学童保育所条例施行規則（昭和 59 年規則第 5 号）その他関係法令・例規・高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）（平成 15 年東京都条例第 155 号）等を遵守するとともに、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱（令和 5 年要綱第 9 6 号）の要件を満たす運営を行うこと。
③	令和 2 年度～令和 6 年度（過去 5 年間） までに、事業を継続的かつ安定的に実施しているものであって、東京都の区域内又は東京都に隣接する県において、 学童事業、児童館事業、認可保育所事業その他学童事業に類する事業 の経験及び経営の実績を有するもの。
④	学童保育所の運営について、開所施設への バックアップ体制 がとれること。
⑤	入所児童の確保に向けた取組 （開所する学童保育所に関する説明会の開催、整備後の施設見学会の実施、保護者に向けた広報等）について、計画書を作成・提出し、 開所前後で積極的に実施 すること。
⑥	開所予定の物件について、改修前（建物建築時）の 検査済証の写しを提出 できること。（台帳記載事項証明書でも可。）なお、今回は市が指定する施設のため、省略することができる。
⑦	応募するに当たって、 近隣・地域住民等へ最大限配慮 すること。
⑧	改修工事を行う場合は社会福祉法人聖ヨハネ会と調整したうえで実施し、 一級建築士による設計及び工事監理を実施し、改修工事後の施設が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）（平成 15 年東京都条例第 155 号）、その他関係法令に適合していることを証明する書類を令和 8 年 2 月 2 7 日までに提出 ができること。
⑨	提出した計画書及び協議書に記載の内容を実施すること。
⑩	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「こども基本法」、「東京都こども基本条例」、「小金井市子どもの権利に関する条例」、「小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準」等を十分に理解し、市

	の放課後児童健全育成事業について積極的に協力できる事業者であること。
⑪	開所までの一連の手続（補助金交付に関する手続を含む。）に際して、信義則に反する行為（ここでは、相手方の信頼を裏切るような行為をいいます。）を行わないこと。
⑫	入所児童の選考は、選考基準に基づき事業者において実施すること。なお、選考基準については、国通知「放課後児童健全育成事業の事務手続きに関する留意事項について」（平成28年9月20日付け雇児総発0920第2号）等を踏まえて、事業者が作成し、市の確認を経ること。
⑬	法人及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。 イ 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中のもの。 ウ 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当するもの。 エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしている。 オ 国税又は地方税を滞納しているもの。 カ 地方自治法第92条の2（議員の私企業への就業制限）、第142条（首長の請負人になることの禁止）、第166条（副市長の兼職禁止）、第169条（会計管理者）、第180条の5第6項（委員会委員の請負人になることの禁止）及び第196条（監査委員の兼職禁止）に抵触する者が属する団体であること。

設備及び運営の基準	
①	学童保育所の設備及び運営の基準は、以下（１）～（６）をはじめとし、応募条件②に記載のある法令・例規、国が策定している放課後児童クラブ運営指針に基づくものとする。なお、小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準を参考とすること。 （１） 放課後児童支援員 放課後児童支援員は、基準条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了した者でなければならない。

(2) 職員配置について

基準条例第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員を 2 人以上配置すること。ただし、1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができる。その場合においても、**開所時間を通じて放課後児童支援員を 1 人以上配置**すること。

なお、配置する**放課後児童支援員のうち 1 人は、必ず常勤職員**でなければならない。

また、基準条例第 10 条第 5 項に規定するとおり、放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。

※ 今後、令和 10 年度からは東京都認証学童クラブ制度の実施により、放課後児童支援員の配置が「3人以上。うち、1 人は常勤の支援員とする。ただし、そのうち 2 人を除き補助員とすることも可。常勤の支援員の勤務時間は、概ね 8 時間/日とするよう努めること」など要件の変更が予定されておりますので、その点を踏まえてご提案ください。

(3) 職員の育成研修

子どもの育成支援の充実のため、放課後児童支援員及び補助員に対し、職場内外の研修の機会を確保し、資質向上に努めること。

(4) 開所日

開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除いて開所する公立学童保育所の開所日に準ずること。

(5) 開所時間

開所時間は、平日は小学校の児童の下校時から午後 7 時まで、土曜日及び小学校の休業日は午前 8 時から午後 7 時までとする公立学童保育所の開所時間と同等又はそれ以上とすること。なお、今回は市が指定する施設であり、建物について夜間は機械警備を実施しており、管理方法のレクチャーを受けること。

(6) 専用区画

専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機

	能を備えた区画)において、児童1人につき、1.65㎡以上の有効面積を必ず確保すること。 ※ 現在、東京都で検討が進められている東京都認証学童クラブ制度では、将来的に「児童1人につき1.98㎡以上の有効面積を確保すること」の要件が求められる場合があります。
②	建築基準法、消防法、高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）（平成15年東京都条例第155号）、その他関係法令の基準・要件を遵守していること。
③	各育成室内から育成室外へ、学童保育所から学童保育所外へ及び学童保育所敷地内から公道まで、 2か所2方向の避難経路 を確保すること。なお、これらの全てにおいて 重複する経路は不可 とする。
④	民家やアパートなどの社会的資源など 事業者自らが所有又は賃借する物件 において運営を行うこと。なお、今回は市が指定する施設のため、省略することができる。
⑤	同一施設において他の事業を行う場合は、社会福祉法人聖ヨハネ会と調整したうえで実施し、原則、放課後児童健全育成事業を行う場所や人員を 明確に区分 できること。
⑥	障がい児の受入れ・育成支援は、国の放課後児童健全育成事業実施要綱（令和5年4月12日通知）・放課後児童クラブ運営指針に規定する 取扱いに準じて行う こと。
⑦	保護者より徴収する学童保育育成料は、小金井市立学童保育所 条例第9条に基づき、市が決定した額 とすること。
⑧	入所期間は、4月から翌年3月までの1年間とし、 毎年入所児童を募集 すること。

4 応募方法

設置事業者となることを希望する事業者（以下「希望事業者」といいます。）は、次表に定める書類をそれぞれ必要部数用意し、提出期限までに御提出ください。

なお、次表に定める書類にあるとおり、整備予定地域及び学童保育所の運営内容について、**事前協議**が必要となります。

期日までに事前協議が行われなかった場合の応募は、不可としますので、御留意ください。

提出書類		必要部数	提出期限
①	小金井市民設民営学童保育所設置事業者事前調査書（様式1 以下「事前調査書」といいます。） ※ この書類及び別紙1「民設民営学童保育所の整備予定地及び運営等に係る協議事項」に基づいて、事前協議を行います。	1 部	令和7年8月21日（木）17時まで
②	小金井市民設民営学童保育所設置事業者申込書（様式2 以下「申込書」といいます。）	1 部	令和7年8月29日（金）17時まで
③	小金井市民設民営学童保育所設置事業者計画書 （様式3 以下「計画書」といいます。）	1 部	
④	小金井市民設民営学童保育所設置事業者協議書 （様式4 以下「協議書」といいます。）	1 部	
⑤	別紙2「希望事業者提出書類一覧」（1）～（8）に規定する書類（以下「関係書類」といいます。） <u>※ 必ずインデックスを付けてください。</u>	6 部 別 紙 2 （2） は2部	

5 希望事業者の審査

希望事業者の選定については、小金井市民設民営学童保育所設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）を開催し、希望事業者から提出された申込書、計画書、協議書及び関係書類並びに現地の確認及びヒアリングを基に、次表の内容について審査します。

なお、審査に当たっては、「6 審査に当たり重視する項目」を重視します。

審査内容	
①	事業の確実性（申込書、計画書、協議書及び関係書類の内容が事実と相違ないか。）
②	事業の安定性（希望事業者が設置事業者となった場合、安定的な学童保育所運営が長期的に確保できるか。）
③	学童保育所の設置場所等（希望事業者が計画する学童保育所の立地及び周辺環境、学童保育所の設備が適切なものであるか。）なお、今回は市が指定する施設のため、省略することができる。

④	希望事業者の運営内容（希望事業者が適切な運営をすることができるか。）
---	------------------------------------

6 審査に当たり重視する項目（必須項目と優先項目）

市は、希望事業者の選定に当たって、民設民営学童保育所運営事業補助の考え方を踏まえることとし、希望事業者の計画内容については、次表の必須項目（必須項目がない場合は失格となります）と優先項目を考慮してください。

必須項目	
(1) 対象児童4年生までの受入	
①	1年生から4年生までを受け入れる体制を構築する。
(2) 障がい児への対応	
①	障がい児を受け入れる体制を構築する。

優先項目	
(1) 学童保育所の設置を行う地域	
①	特に大規模化している地域（小金井第二小学校、緑小学校）を 重点地域 とし、 開設を優先する 。
(2) 公立学童保育所の大規模化への対応	
①	公立学童保育所の大規模化への対応として、40人により近い定員数を設定することができるか。
(3) 登録児童の外遊びができる環境について	
①	登録児童の外遊び環境確保のため、 屋外公園等 での遊びの環境整備や職員体制を確保することができるか。
(4) 児童の工作やおやつ作りについて	
①	様々な材料を利用した工作、おやつ作り等、児童の発達段階に応じた遊び及び充実した過ごし方を計画できるか。
(5) 利用者の多様なニーズへの対応	
①	宿題補助（無償提供を含む）、送迎、食事の提供、19時以降の延長保育等。 ※ 今後、東京都認証学童クラブ制度の実施により、「長期休業期間における昼食提供の仕組みを導入し、希望があった時に提供できるようにしておくこと」及び「児童の意向や満足度を把握する利用者調査を含む、東京都福祉サービス第三者評価を受審すること」など要件の変更となる場合がありますので、その点を踏まえてご提案ください。

7 審査方法

選定委員会は、希望事業者の選定について、**財務審査及び育成審査を実施**します。財務審査及び育成審査の内容については、次表のとおりです。

ただし、財務審査において「長期にわたり安定的に学童保育所を運営することが期待できる事業者」として選定されなかった事業者は、**育成審査の内容にかかわらず選定されません。**

	審査内容
財務審査	希望事業者から提出された関係書類のうち、 財務状況に関する書類 を審査し、「長期にわたり安定的に学童保育所を運営することが期待できる事業者」を選定します。
育成審査	財務審査で選定された希望事業者から提出された 計画書、協議書及び関係書類 の審査並びに希望事業者が運営する学童保育所（希望事業者が複数の学童保育所を運営している場合は、主たる学童保育所1か所）の 現地確認及びヒアリング を行い、育成支援内容について審査します。 なお、現地確認については、原則、現地に赴き実施いたしますが、現地に赴き実施することが妥当でないと判断されるときは、別に定める方法により実施します。

8 小金井市民設民営学童保育所設置事業者登録台帳への登載

選定委員会の審査により獲得した点数（指数）の高い順に、希望事業者を小金井市民設民営学童保育所設置事業者登録台帳（様式5 以下「登録台帳」といいます。）に登載します。

ただし、選定委員会が設定する基準以下の点数（指数）の希望事業者は登載しません。

なお、登録台帳の登載を辞退する場合は、小金井市民設民営学童保育所設置事業者登録台帳登載辞退書（様式6）を御提出ください。

9 設置事業者の最終決定

選定委員会は、令和7年度の予算の範囲内で「2 開設場所、募集施設数、施設定員数及び対象児童」の表における「開設場所」のうち、事業化できる設置事業者を登録台帳から**順次決定**します。

なお、選定結果については、「8 小金井市民設民営学童保育所設置事業者登録台帳への登載」も含め、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく**審査請求**及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく**訴えの対象ではありません**。

10 選定結果等の通知

設置事業者の選定結果等については、次表のとおり希望事業者へ郵送により通知します。

通知区分	通知の対象
設置事業者登録台帳登載通知	登録台帳に登載された希望事業者
設置事業者登録台帳不登載通知	登録台帳に登載されなかった希望事業者 ※ 財務審査の結果「長期にわたり安定的に学童保育所を運営することが期待できる事業者」として選定されなかった事業者にも、この通知を送付します。
設置事業者決定通知	登録台帳に登載された希望事業者であって、設置事業者として決定された希望事業者

11 施設見学会

見学を希望する事業者ごとに時間を指定して、順次開催します。時間は 25 分程度を予定しております。参加を希望する場合は、令和 7 年 7 月 25 日（金）17 時までに電子メールで児童青少年課（s050699@koganei-shi.jp）に希望の旨を送信ください。電子メールにて時間等をお知らせします。

①日時 令和 7 年 7 月 30 日（水）9 時 00 分～14 時 00 分までの間を予定。

②場所 社会福祉法人聖ヨハネ会保育施設

※施設見学会への参加がない場合でも応募は可能です。

12 事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類等に関する質疑

（１） 事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類等に関し質問のある希望事業者は、小金井市民設民営学童保育所設置事業者募集に関する質問票（様式 7 以下「質問票」といいます。）を用い、令和 7 年 8 月 8 日（金）17

時まで電子メールで児童青少年課(s050699@koganei-shi.jp)までお問い合わせください。

なお、御質問いただく前に、必ず別添の「民設民営学童保育所設置事業者募集要項 Q&A」及び「民設民営学童保育所整備事業補助金交付案内」を御一読いただき、**同種・同趣旨の質問は御遠慮ください**ますようお願い致します。

(2) 児童青少年課は、次ページの質問締切日までに問い合わせを受けた希望事業者へ電子メールにて回答します。なお、質問票において、他の希望事業者の問い合わせ内容及びその回答について情報提供を受けることを希望した希望事業者には、併せて電子メールにて送付します。

13 審査・選定スケジュール（日程）

審査・選定に係るスケジュールは、次表のとおりです。

なお、財務審査以降の日程については、希望事業者等の状況に応じ前後することがあります。

審査・選定スケジュール		
①	募集開始日（質問受付開始日）	令和7年6月27日
②	施設見学会	令和7年7月30日
③	質問締切日	令和7年8月8日 17時まで
④	質問回答日	令和7年8月18日
⑤	事前調査書締切日	令和7年8月21日 17時まで
⑥	申込書、計画書、協議書及び関係書類提出締切日	令和7年8月29日 17時まで
⑦	財務審査実施	令和7年9月12日まで
⑧	育成審査実施（現地ヒアリング含む）	令和7年9月26日まで
⑨	選定結果等（設置事業者登録台帳（不）登載通知）	令和7年10月1日まで
⑩	設置事業者決定通知	設置事業者決定後随時

14 提出書類の返還及び情報公開等

(1) 提出書類の返還

希望事業者から提出された書類等は、知的財産権に関する法的保護の観点から、事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類の表題部分を除き返却します（ただし、返送用の封筒及び切手（返却書類量に応じたも

の)を提出書類と併せて提出してください。なお、当該封筒及び切手の提出がない場合は、返却書類の廃棄を希望したものとみなします)。

(2) 提出書類の情報公開

希望事業者から提出された事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類は、小金井市情報公開条例(平成14年条例第31号)の規定に基づく公開対象文書となります。ただし、同条例第5条各号の規定に該当する場合は、非公開又は部分公開とします。

15 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) 提出された事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類に虚偽の記載をした場合及び現地審査において市の質問等に対し、虚偽の回答をした場合その他開所までの手続において事業者による誠実な対応がなされない場合
- (2) 本件について、募集開始日以降「11 事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類等に関する質疑」に定める方法以外で、市に直接又は間接に連絡を求めた場合(提出書類の記載方法及び提出する関係書類に係る質疑を除きます。)
- (3) その他希望事業者の審査に関し、公平性に影響を与える行為があった場合

16 その他(留意事項)

- (1) 事前調査書、申込書等の作成等設置事業者への募集に要する費用は、全て希望事業者の負担とします。
- (2) 設置事業者への申し込みを辞退する場合は、小金井市民設民営学童保育所設置事業者申込(事業者決定)辞退書(様式8)を提出するものとします。
- (3) 市が設置事業者を決定した後に辞退をする場合は、事前に市と協議の上、小金井市民設民営学童保育所設置事業者申込(事業者決定)辞退書(様式8)を提出するものとします。
- (4) 市が設置事業者を決定した後に「3 応募資格」の「応募条件」を満たさないことが発覚した場合及び「14 失格」に記載の事項に該当することが発覚した場合は、選定を取り消すものとします。この場合、選定取消しまでに発生した費用、選定取消しに要する費用及びその後の費用について

- ては、市は一切負担しないものとし、設置事業者は、市に及ぼした損害がある場合は、当該損害に対して賠償するものとします。
- (5) 事業決定の際には、市の入所案内等に掲載する施設の紹介記事の作成等に御協力いただきますので、あらかじめ御承知おきください。詳細は、事業決定の際に別途御連絡します。
- (6) 登録台帳への登載や事業決定は、希望事業者からの提案内容に基づき、選定委員会で審査した上で行っています。したがって、**事業決定後の提案内容の変更**については、**原則、認めません**。やむを得ない場合の変更については、設置事業者から変更理由を聴取(方法はその都度指示いたします。)した上で、個別具体的に判断いたしますが、当該変更が選定委員会の審査に影響を及ぼすものである場合は、**選定委員会で再審査を行うもの**とします。この場合、再審査の結果、選定委員会が設定する**基準点を下回ることになった場合や、事業決定前時点の登録台帳の順位に変動が生じることにより別の事業者が選定されるべき結果となった場合は、事業決定を取り消す場合があります**。また、**当該年度以降の本事業の設置事業者応募の際に、ペナルティを付すもの**とします。なお、事業決定を取り消された場合においては、事業決定取消しまでに発生した費用、事業決定取消しに要する費用及びその後の費用について、市は一切負担しないものとし、設置事業者は、市に及ぼした損害がある場合は、当該損害に対して賠償するものとします。
- (7) 事業決定後、「3 応募資格」に記載の内容を遵守していないと判断した場合は、応募資格を遵守する旨を指示いたします。当該指示を受けても、改善されない場合は、**事業を取消す場合があります**。また、**当該年度以降の本事業の設置事業者応募の審査の際にペナルティを付すもの**とします。
- (8) 「3 応募資格」中「応募条件」の表中⑤の計画書は、児童の受入れ計画(様式9)により提出するものとし、新たに開所を予定する施設を紹介する資料(A4 カラー刷り 1枚(裏表可)。以下「紹介ページ」といいます。)を添付するものとします。なお、紹介ページは、当市が令和6年10月に発行した「学童保育所入所申請の手引」最終ページ以降に「**民設民営学童保育所の紹介**」部分に掲載することを想定し、作成するものとします。
- (9) 「3 応募資格」中「応募条件」の表中⑧の証明書は、建築基準関係規定適合証明書(様式10)により、設計及び工事監理を実施した**一級建築士から小金井市長あて**に提出するものとします。
- (10) 児童の**名簿情報(個人情報)**を、**市へ提供することについて**、事業者側であらかじめ**保護者の同意を得てください**。
- (11) 補助対象事業者として決定後、すみやかに**放課後児童健全育成事業開**

始届を小金井市長へ**届け出て**ください。

(12) 民設民営学童保育所で購入する物品・消耗品・おやつ等は極力小金井市内で調達するように努めてください。

(13) 本要項に定めのない事項等は、別途定めます。

《問合せ先・担当》

小金井市役所子ども家庭部児童青少年課 野村・須田

小金井市本町 6－6－3

電 話：042-387-9847

Email：s050699@koganei-shi.jp

民設民営学童保育所の整備予定地及び運営等に係る協議事項

令和 7 年度小金井市民設民営学童保育所設置事業者募集要項（以下「募集要項」といいます。）「4 応募方法」に記載のある協議事項については、以下のとおりです。

なお、（3）及び（5）までの項目については必ず実施する旨を（4）、（6）～（9）については実施する場合はその旨を「小金井市民設民営学童保育所設置事業者協議書（様式 4）」に御記載・御提出いただきます。

小金井市の実情に応じた学童保育所の整備及び運営について、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

（1）運営実績について	
①	● 東京都又は隣接県で学童事業、児童館事業、認可保育所事業その他学童事業に類する事業の運営実績があること 緊急時の対応など学童保育所の安定的な運営の観点から、東京都の区域内又は東京都に隣接する県において、学童事業、児童館事業、認可保育所事業その他学童事業に類する事業の経験及び経営の実績がある事業者を求めています。
（2）整備予定学童保育所の定員数について	
①	● 公立学童保育所の大規模化対応のため、40 人により近い（1 支援の単位）定員を設定できる学童保育所を求めています。
（3）障がい児保育（育成）の実施について	
①	● 障がい児保育（育成）の充実した実施体制 障害のある子どものよりよい心身の発達と豊かな人間性の育成のため、障がい児保育（育成）を充実した体制（職員体制等）で実施できる事業者を求めています。
②	● 障がい児保育（育成）に係る人材育成の推進 研修への積極的参加等、よりよい障がい児保育（育成）実施のために人材育成を推進している事業者を求めています。
（4）延長保育事業の実施について	
①	● 延長保育事業の実施について 保護者のニーズに合わせて 19 時以降の延長保育事業を実施できる事業者を求めています。
（5）登録児童の外遊びができる環境について	
①	● 登録児童の外遊び環境確保のため、屋外公園等での遊びの環境整

	備を確保できる事業者を求めています。
(6)	利用者の多様なニーズへの対応について
①	● 児童の工作やおやつ作り、宿題補助（無償提供を含む）等利用者の多様なニーズに対応できる事業者を求めています。
(7)	小金井市放課後児童健全育成事業学童保育運営基準について
①	● 小金井市放課後児童健全育成事業学童保育運営基準の事項を可能な限り取り入れることが出来る事業者を求めています。
(8)	近隣・地域住民等への説明・配慮について
①	● 近隣・地域住民等への説明・配慮について 近隣・地域住民等の理解を得ながら学童保育所の運営ができるよう、開所後においても近隣・地域住民等へ最大限配慮いただける事業者を求めています。
(9)	開所前後の入所児童確保に関する取組について
①	● 開所前の入所児童確保に関する取組について 保護者が新しく開所する施設に子どもを入所させたいとなるような、又は子どもが入所したくなるような訴求力の高いPR、説明会等のイベント、整備後の施設の見学会・体験会等を積極的に実施する事業者を求めています。
②	● 開所後の入所児童確保に関する取組について 開所前同様に入所児童確保に向けた取組を積極的に実施し、また、延長保育の実施や食事の提供等保護者のニーズに合わせた運営を行う等、公立学童保育所に入所している児童の転所を促すことのできる事業者を求めています。

希望事業者提出書類概要	
(1)	希望事業者に関する書類
(2)	希望事業者の財務状況に関する書類
(3)	学童保育所運営事業費に関する書類（新規開設予定学童保育所のもの）
(4)	学童保育所の立地及び施設等に関する書類（新規開設予定学童保育所のもの）
(5)	事業計画に関する書類（新規開設予定学童保育所のもの）
(6)	職員管理に関する書類（新規開設予定学童保育所のもの）
(7)	事業の実施に関する書類（現地審査が可能な学童保育所のもの）
(8)	児童の入所に関する書類

提出書類の詳細は次ページの希望事業者提出書類一覧をご覧ください。

希望事業者提出書類一覧

下表（１）～（８）の書類について、以下に定める部数を用意いただき、「提出する書類の作成例」（P5）に倣ってインデックスを付け、A4 ファイルに綴った上で提出ください。

※小金井市民設民営学童保育所設置事業者計画書（様式３）などの各様式で添付を求めている書類など、この一覧表に記載のないものもございますので、必ず募集要項や各様式を御確認ください。

書類区分	提出部数
（２）を除く書類	８部
（２）の書類	２部

（１）希望事業者に関する書類
① 法人の定款
② 代表者の履歴書（提出日現在で作成されたもの）
③ 法人の事業概要
④ 現在運営している施設の一覧（学童保育所等のもの）
⑤ 今回の希望事業者に応募することを理事会、役員会等に諮っている場合はその会議録

（２）希望事業者の財務状況に関する書類
① 直近３年間の決算報告書 社会福祉法人 … 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、財産目録 NPO 法人 … 貸借対照表、活動計算書、財産目録、キャッシュフロー計算書 普通法人等 … 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書
② 直近３年間の決算報告書に係る監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類
③ 開設後５年間の収支（損益）予算書 ※事業者が行う事業全体について、損益計算書をベースに作成ください。
④ 開設後５年間の借入金等返済（償還）計画 ※事業者全体の借入金等について、金融機関等別の借入金等の内容、完済（償還）予定年月、年間返済（償還）予定額（元利）を記載してください。また、当該新規開設予定施設の設置に係る借入金も記載してください。

(3) 学童保育所運営事業費に関する書類（新規開設予定学童保育所のもの）

① 資金計画書（学童保育所開設整備に係るもの）

※ 作成に当たっては、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付案内を**必ず確認**してください。

② 開設後5年間の収支予算書

※ 以下のとおり作成したものを御提出ください。

※ 作成に当たっては、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱を**必ず確認**してください。

(a)	収入予定の内訳	大項目を補助金収入、その他に分類したうえで、内訳を記載してください。
(b)	支出予定の内訳	大項目を人件費、管理費、事業費とし、以下の内訳に分類してください。 ● 人件費（職員給与、法定福利費、退職金関係経費（退職共済掛金、退職引当金等） ● 管理費（土地建物賃借料、リース料、修繕費又は修繕積立金等固定的経費） ● 事業費（給食費、保育材料費、保険料など保育に係る経費ほか、職員研修費や旅費交通費、広告宣伝費等その他全ての経費）
(c)	収入・支出の差引額	
(d)	返済（償還）予定額（該当の場合のみ）	当該施設を開設するに当たって借入金等を行う場合のみ。
(e)	その他	収入（補助金収入等）の積算に用いた入所率を記載してください。

(4) 学童保育所の立地及び施設等に関する書類（新規開設予定学童保育所のもの）

① 施設配置図

② 施設平面図

※ 専用区画面積の計算方法については、**別紙3**のとおり算出してください。

※ 図面には、専用区画面積の計算において、除かなければならない什器や備品等で、運営開始後必要となるものについては、必ず記載してください。事業決定を行った後は、事業決定を行った時の定員数に基づき、入所案内・入所

申込受付・入所決定や関係機関への報告等を行います。施設整備や什器・備品購入の関係で、事業決定時の定員数を下回することは、原則認められませんので、御注意ください。
③ 育成室から屋外避難場所までの経路が示された平図面（２か所２方向）
④ 土地登記簿謄本の写し（所有する土地に施設を建設する場合）なお、今回は市が指定する施設のため、省略することができる。
⑤ 土地賃貸借契約書（賃借する土地に施設を建設する場合）
⑥ 土地の購入又は賃貸借契約に向け協議中であることを証する書類（土地の購入契約又は賃貸借契約が未締結の場合、その所有者又は不動産業等が発行するもの）
※ 法人代表者と所有者又は不動産業等の代表者の 双方の署名又は双方の記名・押印 のあるものに限ります。
⑦ 建物登記簿謄本の写し（所有する建物で学童保育所を運営する場合）なお、今回は市が指定する施設のため、省略することができる。
⑧ 建物賃貸借契約書（賃借する建物で学童保育所を運営する場合）
⑨ 建物の購入又は賃貸借契約に向け協議中であることを証する書類（建物の購入契約又は賃貸借契約が未締結の場合、その所有者又は不動産業等が発行するもの）
※ 法人代表者と所有者又は不動産業等の代表者の 双方の署名又は双方の記名・押印 のあるものに限ります。
⑩ 建物建築時の検査済証の写し
※ 既存施設の場合。なお、今回は市が指定する施設のため、省略することができる。
⑪ 工期スケジュール等
※ 令和８年２月２７日までに、一級建築士により設計及び改修工事監理を実施し、改修工事後の施設が建築基準法に適合していることを証明する書類の提出ができることがわかるよう、証明書類の提出スケジュールを含めたものとしてください。
⑫ 施設整備に係る見積書の写し
※ 資材、建築士、工事業者、設計業者の選定に当たっては、１社のみとならないよう、複数事業者から見積書を徴取するようにしてください。

（５） 事業計画に関する書類（新規開設予定学童保育所のもの）
① 運営規程（基準条例第 14 条参照）
② 運営計画（年間事業計画）
③ 障がい児童の保育内容

④ バックアップ体制について
⑤ 児童の受入れ計画書（参考様式あり）

（６） 職員管理に関する書類（新規開設予定学童保育所のもの）
① 施設長予定者の履歴書
② 職員配置予定表（常勤指導員、補助指導員の人数、年齢、資格、勤務年数、経験年数、時間ごとの配置等）
③ 職員配置計画表（様式９）
④ 就業規則（給与規定のわかるもの）
⑤ 職員の採用、昇格、昇給などの基準が明記してある規則等
⑥ 人材育成の方針が明記してある規則等

（７） 事業の実施に関する書類（現地審査が可能な学童保育所のもの）
① 運営規程
② 重要事項説明書等（入所者及び入所を検討する者に配付するもの）
③ 運営計画（年間事業計画）
④ 延長保育実施内容（午後７時以降）
⑤ 障がい児童の保育内容
⑥ 安全管理・防災対策について（事前及び事後）
⑦ 利用者からの苦情処理対応について
⑧ 個人情報の保護について
⑨ 衛生管理対策について
⑩ バックアップ体制について
⑪ 児童虐待防止対策等について
⑫ 延長保育実績報告書（令和６年度分）
⑬ 障がい児童保育の実績がわかる書類（令和６年度分） ※ 育成審査を実施する施設で実績がない場合は、希望事業者内の他の施設の実績でも構いませんが、育成審査の際に詳細お伺いすることがありますので、対応することが出来る体制としてください。
⑭ 地域交流事業の実績が分かる書類（令和６年度）
⑮ 連絡帳の様式
⑯ 学童保育所だより（令和６年度分）
⑰ 年間防災訓練計画表（令和６年度分）
⑱ 入所時に必要な書類一式（令和６年度分）

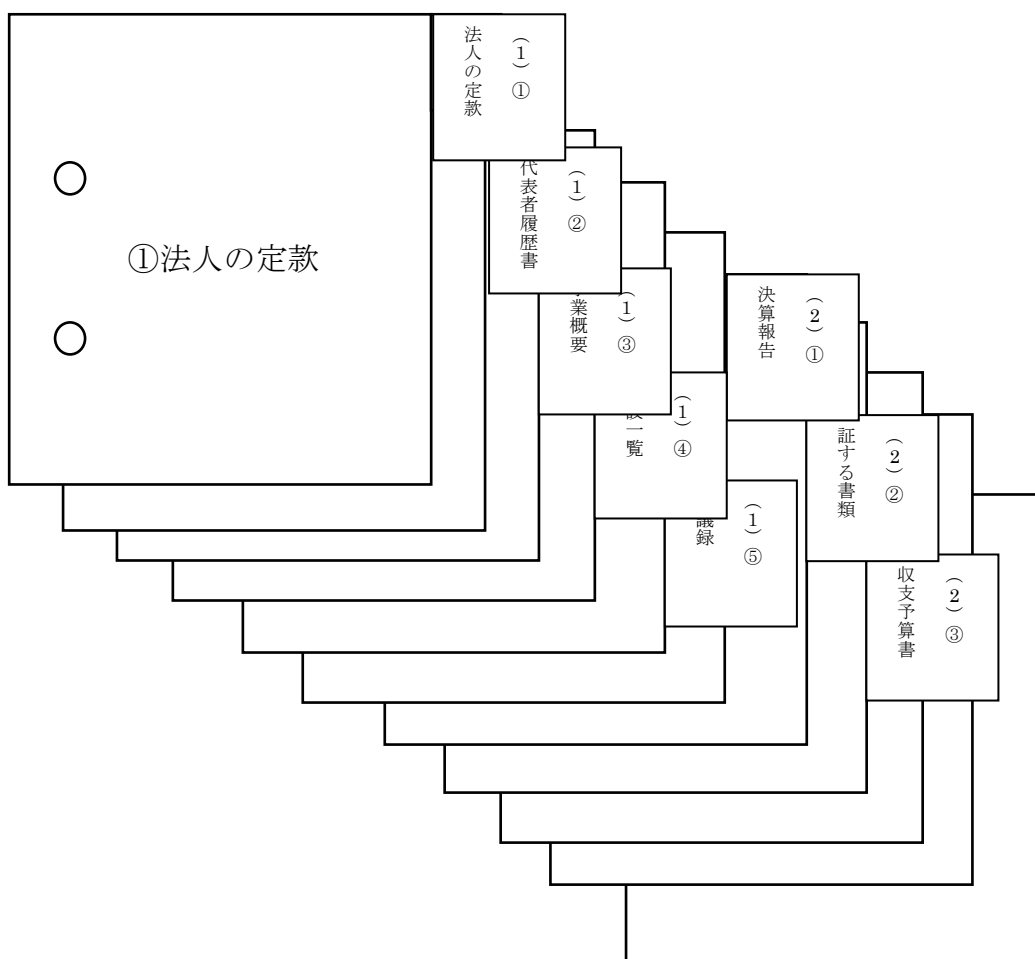
(8) 児童の入所に関する書類

① 児童の入所に関する選考基準

※作成に当たっては、「放課後児童健全育成事業の事務手続きに関する留意事項について」（平成28年9月20日付け雇児総発0920第2号）をご参照ください。

（提出する書類の作成例）

インデックスを付したページを挿入したものと併せてファイルに綴り、提出ください。

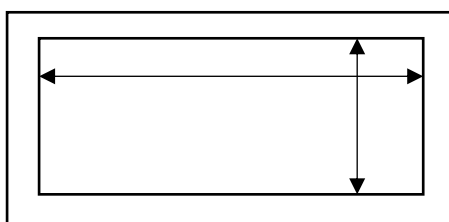


学童保育所専用区画における面積計算の考え方

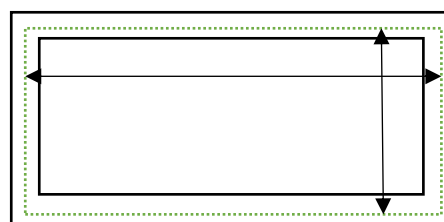
(1) 面積計算に係る各辺の長さの測り方

各辺の測り方は、外寸、壁芯、内寸があるが、学童保育所専用区画面積の積算については、育成に使用可能な面積を求める必要があることから、**内寸**とする。

【算出方法 ○】



【算出方法 ×】



(2) 専用区画面積に含めることができるもの・除くもの

育成に使用可能な面積であることから、「東京都保育所設備・運営基準解説」を準用し、**建具や固定式家具等**を配置する箇所は有効面積から**除く**こととするが、1日のうち**特定の時間帯のみ育成を目的として配置されるもの**や、常時配置されるものであっても**勉強机等日常の育成の用に供するものは含める**ことができるとする（下記の例参照）。

なお、原則、廊下（専用区画と一体となっている場合を除く。）や事務スペース等**育成の要に供しない区画**や**児童が立ち入ることができない区画**は、有効面積から除かれる。

≪ 具体例 ≫

含めることができるもの	☐ 勉強机や軽食等食事の際に使用する机、椅子 ☐ 遊び等の際に使用するソファ等 ☐ 吊戸棚等、床から 180 cm 以上上部に取り付けられているもの
除くもの	☐ ロッカーや棚、本棚等の設備で常設のもの ☐ キッチンやシンク、冷蔵庫、手洗い場などの生活関係設備 ☐ ピアノやオルガン等可動式であっても常時配置されているもの

(3) 面積の積算に係る端数処理について

小数点第3位を切捨てるものとする。

ただし、学童保育所については、既存の戸建てやマンション等の1室を使用する場合もあることから、この場合は、専用区画となる各部屋の面積の合計について、**小数点第3位を切捨てるものとする。**

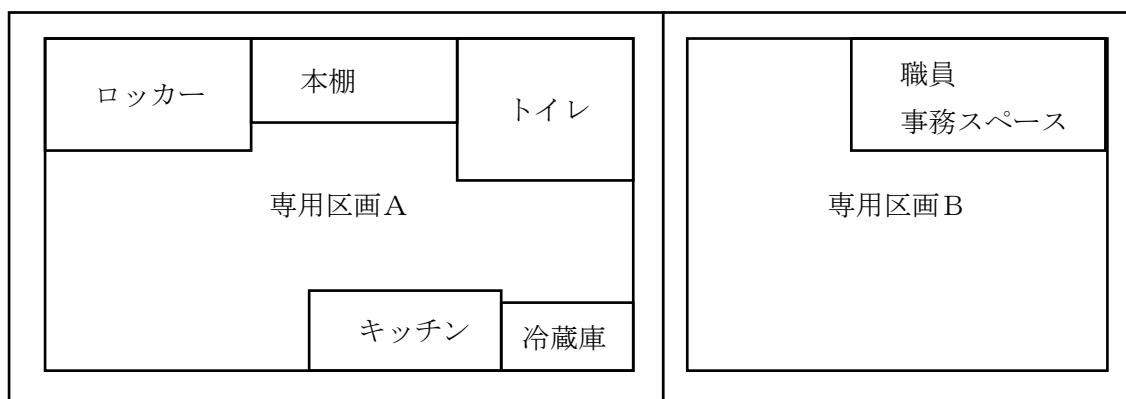
《具体例》



左図の場合は、専用区画（A + B + C）の合計値の小数点第3位を切り捨てる。なお、計算の都合上、**各専用区画において端数処理**を行い、その合計値を専用区画面積としても構わない。

また、専用区画の面積を算出した後に、ロッカーや棚等の設備の面積（非専用区画）を除く方法で計算する場合もあることから、この場合は、**専用区画の全体の面積（端数処理後）から非専用区画の面積の合計（端数処理後）を除く**ことで専用区画の面積を算出するものとする。

《具体例》



上図の場合は、以下のとおり専用区画の面積を算出する。

専用区画面積（A + B）の合計値（端数処理後）－ロッカー等各非専用区画面積の合計値（端数処理後）

なお、非専用区画面積の算出については、**設備ごとに端数処理**を行い合計しても差し支えない。また、専用区画の面積も各専用区画に算出可能であるから、以下の算出方法でも構わない。

専用区画A面積（端数処理後）－ロッカー等各非専用区画面積（端数処理後）の合計 ＋専用区画B面積（端数処理後）－職員事務スペース面積（端数処理後）

別 添

民設民営学童保育所設置事業者募集要項 Q&A

Q1 募集要項では、令和8年4月1日開所とされているが、令和8年4月1日より前に、整備が完了次第開所すること（いわゆる期中開所）は可能か。

A1 新規施設の周知や施設の入所手続等の関係から、令和7年度の募集要項では期中開所は想定していません（**令和8年4月1日開所に限定**して募集しています。）。

このことから、令和7年度については、期中開所の取扱いも行いませんので、あらかじめ御承知おきください。

Q2 建物の用途変更に伴う確認申請は必要か。

A2 **延べ床面積が200㎡未満**の戸建て住宅等を学童保育所の用途に変更する場合は、用途変更に伴う建築確認申請は不要です。しかし、この場合であっても、建築基準法、消防法、高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）（平成15年東京都条例第155号）、その他関係法令における**基準を満たさなくてよいというわけではありません**。なお、用途変更にかかる手続きは、現在社会福祉法人聖ヨハネ会様が対応しております。

また、募集要項「3 応募資格」中「応募条件」⑧にあるとおり、実施する改修工事については、一級建築士による設計、改修工事監理を行い、設計・改修工事管理を行った一級建築士から小金井市長あてに、改修工事後の施設が建築基準法、消防法その他関係法令に適合していることの証明書（建築基準関係規定適合証明書（様式10））を提出いただくこととなりますので、あらかじめ御承知おきください。

Q3 募集要項「3 応募資格」中「応募条件」⑥では、整備を行う建物について、建築基準法に基づく完了検査済証を取得していることが条件とされている。

この点について、建築基準法第12条第5項による報告や、指定確認検査機関による建築基準法適合状況調査報告書を提出することにより、完了検査済証を取得しているとみなすことはできるか。

A3 当市では、民設民営学童保育所については、建築基準法第12条第5項による報告等により、完了検査済証を取得していると**みなす取扱は行いません**。なお、今回は市が指定する施設のため、省略することができます。

Q4 施設整備について必要な手続には、建物の用途変更に伴う確認申請以外にどのようなものがあるか。

A4 いわゆる**バリアフリー法施行令**（平成18年政令第379号）及び**東京都建築物バリアフリー条例**（平成15年東京都条例第155号）に基づく整備に該当します。）や、**消防法**に基づく設備等の設置も必要になりますので、必ず事前に関係機関への**相談**及び必要な**協議**を行っていただきますようお願いいたします。なお、

今回は市が指定する施設のため、省略することができます。

Q5 応募に当たって実施する近隣・地域住民等への説明は、説明会形式で実施しなければならないか。また、どの範囲に実施すればよいか。

A5 近隣・地域住民等への説明は、以下の方法のいずれかで実施してください。
なお、①による**実施が望ましい**ところですが、②と③の**併用実施も可能**とします。

説明を行う近隣・地域住民等の範囲は、敷地境界から**15mの範囲**としますが、**特に同じフロアや、上階・下階に住居がある建物**の場合は、音や振動が伝わると予測される範囲の全ての**住居（特に同じフロアや、上階、下階の全ての住居への実施は必須）**に**実施**してください。

※ 今回は市が指定する施設のため、省略することができます。

《近隣・地域住民等への説明実施方法》

- ① 説明会（説明会に来ることができない人への個別対応含む。）
- ② 戸別訪問
- ③ 不在宅にはポスティング（ポスティング実施後、問合せに対する個別対応実施）

Q6 41人以上の定員を設定することは可能か。

A6 当市では、一支援単位で41人以上の定員の設定は認めておりません。

Q7 いわゆる「児童の数」で児童の入所登録をしてよいか。

A7 定員の範囲内であれば可です。ただし、児童の数が定員内であったとしても、入所児童の環境や安全性を鑑み、日々利用する児童の人数が定員を超えるような登録は認めておりません（下図を参照ください）。

上記のような留意事項がありますので、児童の数で入所児童の登録を行う場合は必ず事前にご相談ください。

《例：定員40人の民設民営学童保育所で登録児童数が45人の場合》

●…登所する児童を示す。

児童No.	月	火	水	木	金	土
1	●	●	●	●	●	
2		●	●	●		●
3	●					●
4		●	●	●	●	
5	●					
6						
7						
41		●		●	●	
42		●	●	●	●	
43	●				●	
44	●			●		
45			●	●		●
利用者数	39	39	39	41	40	29
判定	OK	OK	OK	NG	OK	OK

この事例の場合、木曜日は定員を超えて児童が利用することになるため、例え児童の数が定員内であったとしても、このような利用状況となるような児童の登録は認めておりません。

Q8 放課後児童支援員の配置基準について、具体的にはどのように配置しなければならないのか。

A8 放課後児童支援員の配置基準は、基準上必要となる人数を施設に在籍させておけばよいものではなく、**開所している時間は継続して満たしている必要があります**（勤務シフトの関係で、基準をみたさない日や時間があることは認められません。加えて、Q&A9の留意事項も必ず御確認ください。）。

職員の労働時間や休暇等の関係で勤務シフトを組むことが一般的であると思われますので、基準をみたさない日や時間が生じることのないよう人員体制を整えていただく必要があります。なお、当市は、以下のような**放課後児童支援員に係る経過措置が設けられています**。

【放課後児童支援員に係る経過措置】

当分の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに採用された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

Q9 小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金の交付を受けて運営するに当たり、放課後児童支援員の配置について、留意すべきことはあるか。

A9 「3 応募資格」中「応募条件」②に記載のとおり、放課後児童クラブの運営に当たって、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金の交付を受ける場合は、同補助金交付要綱に定める要件を満たす必要があります。

同補助金交付要綱第3条（補助対象事業）に規定するとおり、小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例だけでなく、都型学童クラブ事業実施規則に定める基準及び条件を満たす者とされており、都型学童クラブ事業実施規則第4条第3号では「**都型学童クラブ事業所に従事する放課後児童支援員のうち1人は、常勤職員であること。**」が求められていますので、**必ず『常勤の放課後児童支援員』を1人以上配置してください**（「3 応募資格」中「設備及び運営の基準」①（2）も併せて御確認ください。）。

したがって、例えば、配置されている職員について、「常勤職員には、放課後児童支援員の資格を持っている人はいないが、非常勤職員に放課後児童支援員の資格がある。」という状態である場合は、**都型学童クラブ事業実施規則第4条第3号の規定に抵触します**（常勤の放課後児童支援員が配置されていない。）**ので、不可となります**。

※ 今後、東京都認証学童クラブ制度の実施により、放課後児童支援員の配置が「3人以上。うち、1人は常勤の支援員とする。ただし、そのうち2人を除き補助員とすることも可。常勤の支援員の勤務時間は、概ね8時間/日とするよう努

めること」と要件の変更となる場合がありますので、その点を踏まえてご提案ください。

Q10 障害のある児童を受け入れた場合の加配職員に関する留意事項には、どのようなものがあるか。

A10 指導員配置（加配）加算がなされた補助金を受ける場合は、配置基準とは別に障がい児 1 人に対してその学童保育所に 1 人配置する必要があります。

したがって、放課後児童支援員の配置が、配置基準に基づく最低人数での配置となっている場合（例えば、1 支援単位 2 人のみ配置となっている場合）は、障がい児 1 人に対して当該放課後児童支援員のいずれかを配置したとしても**加配要件には該当しない**ため、指導員配置加算がなされた補助金を受けることはできません。

Q11 高学年児童（5・6年生）の受入れを行ってよいか。

A11 放課後児童健全育成事業は、本来高学年まで受入れを行わなければなりませんが、本市公設学童保育所では低学年児童（1 年生から 3 年生）の登録児童数が多く、障がいのある児童（4 年生）を除いて、高学年児童（4～6 年生）の受入れまでにはいたっておりません（公立学童保育所では、各所は定員数を超えた登録児童がおり、大規模化しています。）。

したがって、公立学童保育所の大規模化対応のため、募集要項「2 開設場所、募集施設数、施設定員数及び対象児童」中「**対象児童**」に記載されている児童の**受入れを行ってください**。

Q12 開所時間を 20 時までとすることは可能か。この場合、利用料金の設定については事業者で設定可能か。

A12 登録児童保護者のニーズを考慮し、開所時間を延長することは可能です。延長に係る時間帯の利用料金については、事業者において設定していただいて構いませんが利用料金は、入所案内や重要事項説明書等にその旨の記載をしていただくなど、保護者への事前周知を行い、理解を得た上で、徴収するようにしてください。

Q13 遠足、行事等の実費負担は、利用者負担金とは別に徴収することは可能か。

A13 原則利用者負担金及び運営費補助金の範囲内で運営してください。

ただし、遠足の交通費等については、実費負担を求めることは可能です。

なお、実費負担があることについては、入所案内や重要事項説明書等にその旨の記載をしていただくなど、保護者への事前周知を行い、理解を得た上で、徴収するようにしてください。

Q14 児童の入退室等を管理するシステムを導入し、当該システムの管理費を保護者から徴収することはできるか。

A14 原則利用者負担金及び運営費補助金の範囲内で運営してください。

徴収しなければならない場合は、入所案内や重要事項説明書等にその旨の記載をしていただくなど、保護者への事前周知を行い、理解を得た上で、徴収するようにしてください。

なお、当該システム管理費を徴収することとした場合であっても、当該システムの利用を希望しない保護者もいることから、**当該システムを利用し、管理費を徴収することを入所の条件とすることは認められません**ので、あらかじめ御留意ください。当該システムを希望しない保護者であっても、**同様のサービスを受けることができるよう工夫を行ってください**。

Q15 開所時間中に、自法人が実施する習い事等の自主事業へ児童を参加させる際の留意事項には、どのようなものがあるか。

A15 **自主事業専用スペース**に対して、施設の改修整備等に要する**補助金を交付することはできません**。運営費補助金の交付を受ける場合は、その対象となる放課後児童支援員が、放課後児童健全育成事業と自主事業を**兼務することはできません**。

したがって、自主事業を実施する場合は、**原則**、場所や人員等について、放課後児童健全育成事業と**明確に区分し、経費についても同様に区分**していただく必要があります（**場所を区分けすることが困難な場合等**であって、いわゆる専用区画で実施することを予定している場合は、**必ず検討段階で御相談ください**。ただし、**放課後児童健全育成事業の運営に支障があると判断されるものについては、認めることはできません**。また、場所を区分けすることができない場合であっても、放課後児童支援員が、放課後児童健全育成事業と自主事業を兼務することはできません。）。

以上をはじめとして、事業の実施形態等が放課後児童健全育成事業の実施に支障がないものであるかを確認する必要があることから、事業を実施するに当たっては、**事前に相談の上、別紙「自主事業実施届」を御提出ください**。

なお、**習い事等の自主事業を利用する児童とそうでない児童に差が出ることのないように、最大限配慮**（例えば、習い事等の自主事業を利用しない児童が、過ごしにくい思いをしないようにすること等）**してください**。また、自主事業に要する費用等については、**事前に保護者等への説明及び周知**をしてください。

Q16 各小学校で実施している放課後子ども教室を活用する場合の注意事項には、どのようなものがあるか。

A16 放課後子ども教室を活用する場合は、登録児童が放課後子ども教室を利用するために各小学校と学童保育所を行き来するときだけでなく、**放課後子ども教室参加中も職員が付き添っている必要があります**。したがって、放課後子ども教室を活用する場合は、施設の職員配置基準（放課後児童支援員2人以上。うち、1人は補助員でも可。）を満たしつつ、放課後子ども教室を利用する児童の付き添い（職員1名以上）を行う必要があるため、**最低3人以上の職員が必要**となりますので御留意ください。なお、放課後子ども教室に付き添う職員は、必ずしも放課後児童支援員でなくて構いません。

Q17 自法人の習い事等の自主事業へ参加することを、入所条件とすることはできるか。

A17 できません。

Q18 開所時間中に、自法人が別の場所で開催する習い事等の自主事業へ児童を参加させることはできるか。

A18 構いません。

ただし、当日の利用児童の全てが別の場所へ移動する場合であっても、体調不良等で児童が学童保育所へ戻ることも想定されることから、その時間帯について、学童保育所を閉所することや、配置基準を下回った職員配置をとることは**できません**ので、あらかじめ御承知おきください。

Q19 小金井市における放課後児童健全育成事業では、募集要項「2 募集対象地域、募集施設数、施設定員数及び対象児童」にある学年の児童を受入れることとされている。この点について、自主事業として、学童保育が必要な小学5年生以上の児童を受入れることはできるか。

A19 **自主事業であったとしても、放課後児童健全育成事業として小学5年生以上の児童を受入れることはしないでください**（Q&A11 を併せて御参照ください。）。

Q20 学童保育所の閉所時間に、一時預かり事業の実施や施設の貸出（地域住民の集会の場等）をすること等は可能か。

A20 放課後児童健全育成事業の運営に**支障がない場合**の自主事業の実施は、**可能**です。ただし、時期によっては学級閉鎖等の学校休業に伴い、1日開所となることもありますので、実施する場合は十分御注意ください（令和2年度末から令和3年度当初にかけて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内の小学校在臨時休校になったことに伴い、1日開所をしていただいたこともあります。）。

Q21 募集要項「3 応募資格」中「応募条件」⑤において、入所児童の確保に向けた各種の取組を実施することとされているが、実施時期はいつ頃を想定しておけばよいか。公立学童保育所の入所申込等のスケジュールも併せて御教示願う。

A21 入所児童の確保に向けた各種の取組は、事業決定後であれば、いつ実施いただいても構いません。以下に示す公立学童保育所の入所申込時期及び入所決定時期を踏まえ、例えば、**説明会や体験会を複数回実施**していただくことや、**入所申込期間を長く設定し、公立学童保育所の入所決定前に入所決定を行う**など、柔軟に取り組んでいただくようお願いいたします。

《公立学童保育所の入所申込時期及び入所決定時期》

入所申込時期：10月下旬から11月中旬まで

入所決定時期：翌年2月中旬頃

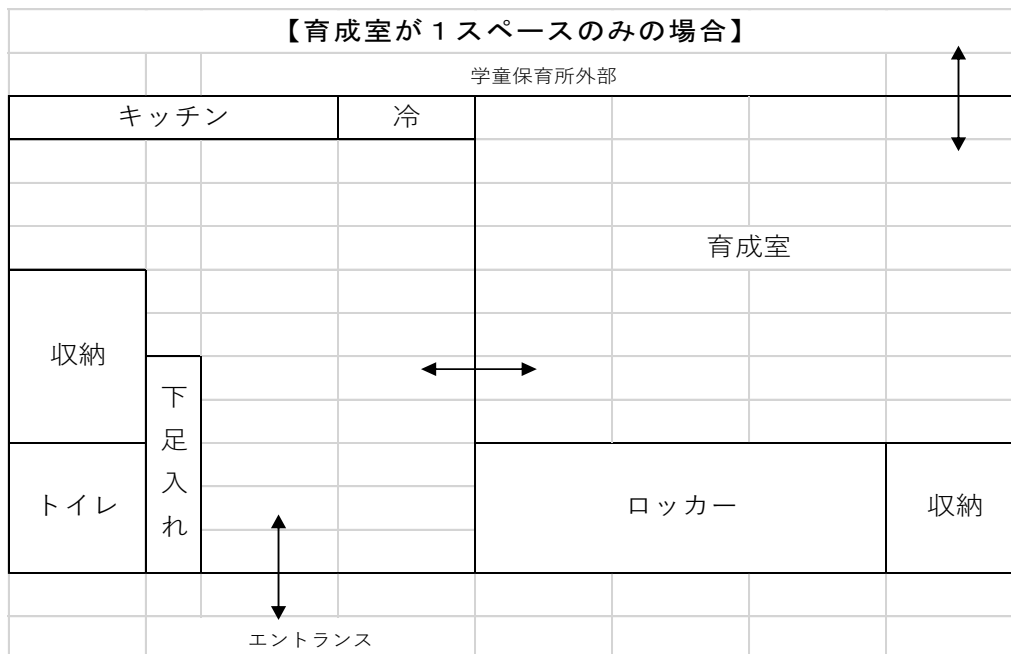
Q22 募集要項「3 応募資格」中「設備及び運営の基準」③において、『各育成室内から育成室外へ、学童保育所から学童保育所外へ及び学童保育所敷地内から公道まで、**2か所2方向の避難経路を確保**すること。なお、これらの全てにおいて**重複する経路は不可**とする。』とあるが、具体的にどのような経路であれば認められるのか。

A22 避難経路について、具体的には、次に掲げる留意点があります。次ページ以降に記載している避難経路の具体例を参考に、学童保育所を整備するに当たっては、2か所2方向の避難経路を確保することが出来るかを必ず御確認ください。

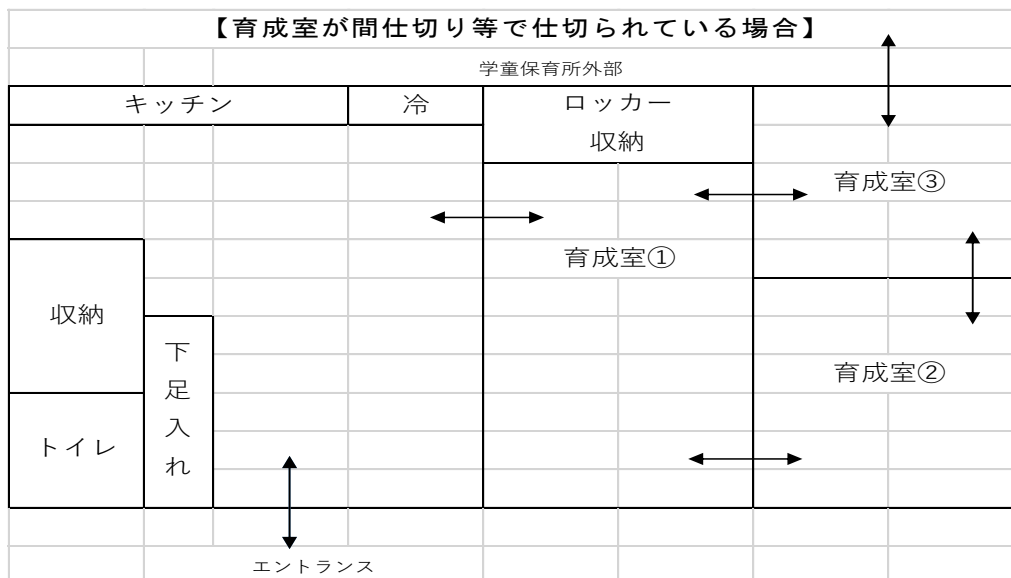
《避難経路の留意点》

- ☐ 育成室内が**間仕切り等で仕切られている場合は**、仕切られた**各スペース**から学童保育所にでるための避難経路が**2か所2方向必要**であること（なお、出入り口については、扉に限らず、掃出し窓等入所児童が安全に直接外に出られる構造であれば可。）。
- ☐ 学童保育所敷地内から公道へ出るための2つの避難経路は、**可能な限り離れたものでなければならないこと**（避難経路同士の距離が近いものは、2か所2方向避難の趣旨を損なうため不可。）。
- ☐ 避難経路の幅員は、**1m以上確保**するよう努めること。

1	各育成室内から育成室外への避難経路が2か所2方向あること。
---	-------------------------------



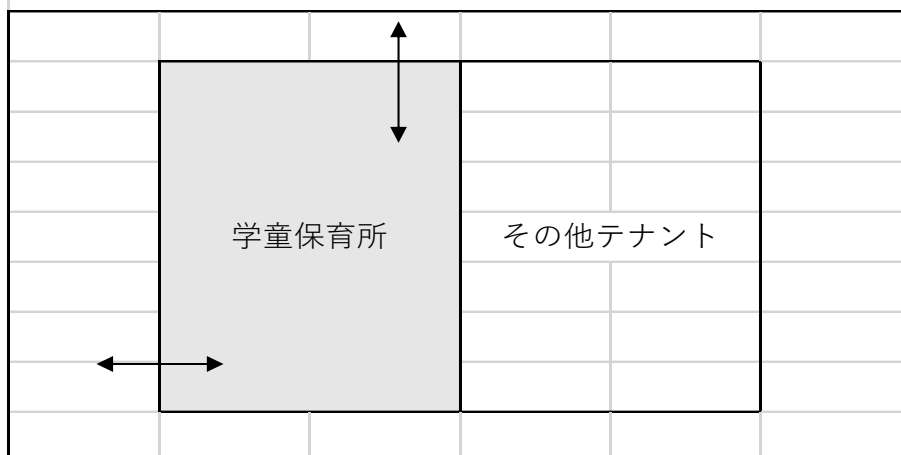
学童保育所から外部への経路が2か所2方向必要。育成室北側に出る場合は、掃出窓等児童が安全に外に出ることが出来るものであれば可。



学童保育所から外部への経路だけでなく、各育成室内から2か所2方向の避難経路が必要となる。

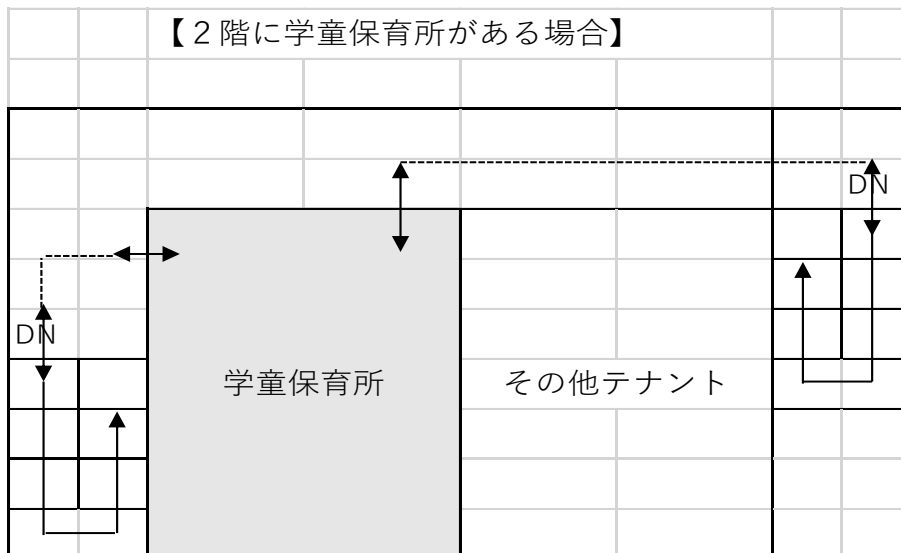
2 学童保育所から学童保育所外への避難経路が2か所2方向あること。

【1階に学童保育所がある場合】



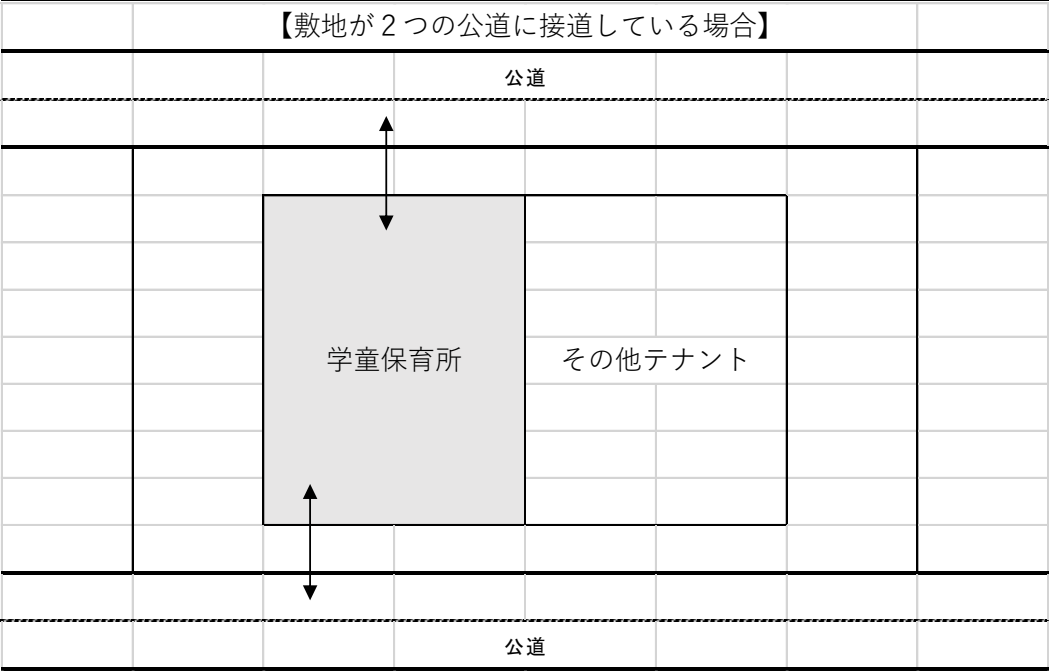
学童保育所から学童保育所外へ出る経路も2か所2方向が必要となる。上図のように、経路のそれぞれが別の方向となっていることが望ましい。なお、同じ方向となってしまう場合は、2か所2方向の避難経路確保の趣旨から2つの経路の距離は可能な限り離れていなければならない。

【2階に学童保育所がある場合】

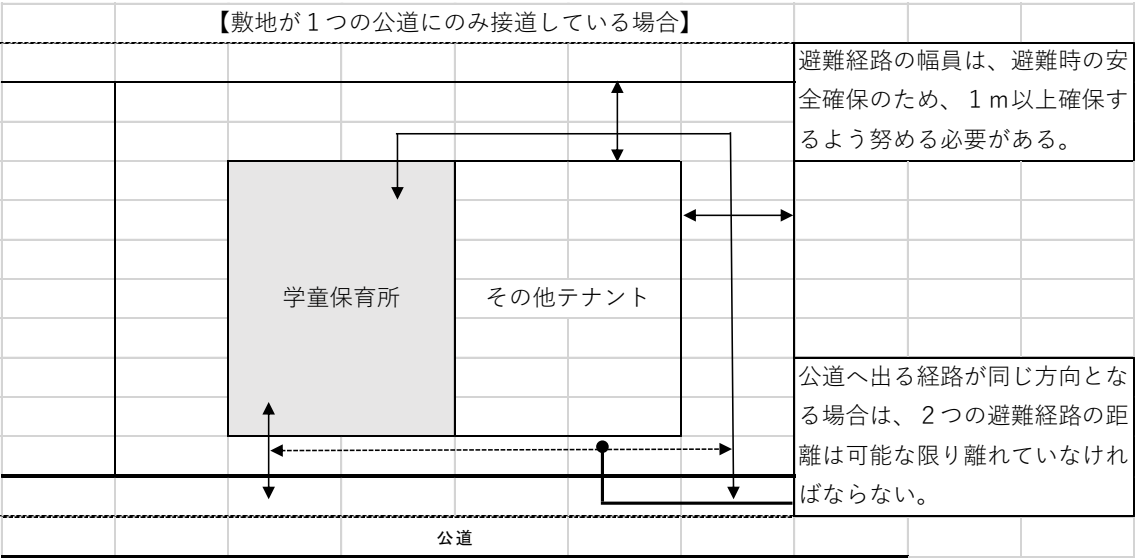


複数のテナントがあるフロアにおいては、学童保育所から学童保育所外へ出る経路が2か所2方向確保されている必要があるだけでなく、上図のように、学童保育所のある建物から建物外へ避難できる経路が2か所2方向確保されている必要がある。

3	学童保育所敷地内から公道へ出る避難経路が2か所2方向あること。
---	---------------------------------

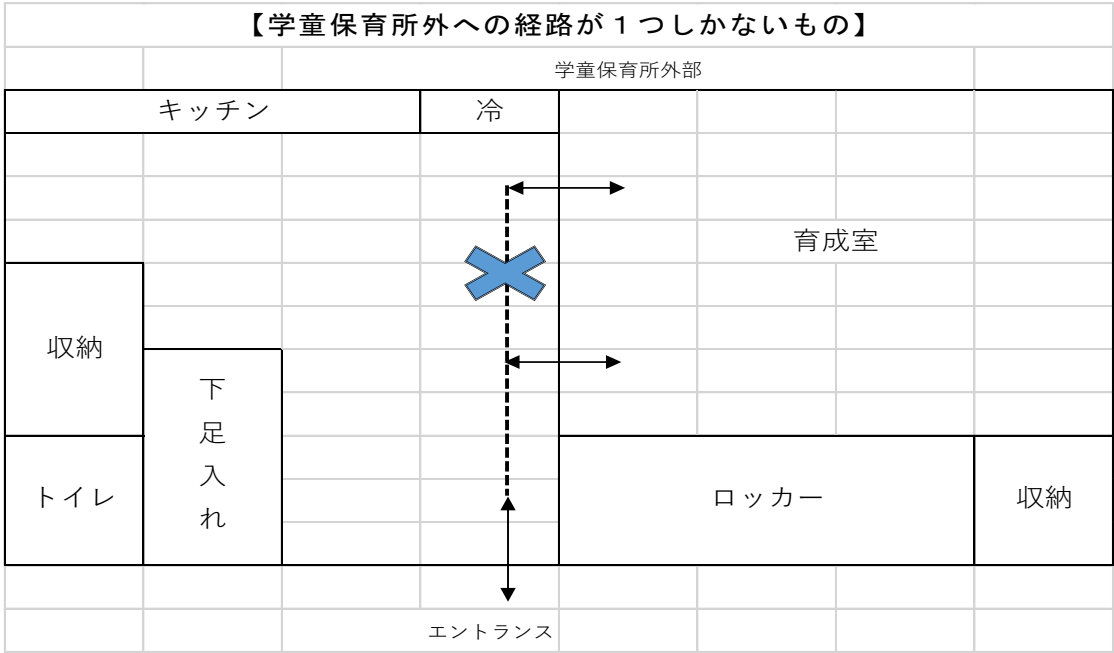


学童保育所敷地内から公道へ出る避難経路も2か所2方向必要となる。
 上図のように、避難経路のそれぞれが別の方向となっていることが望ましい。

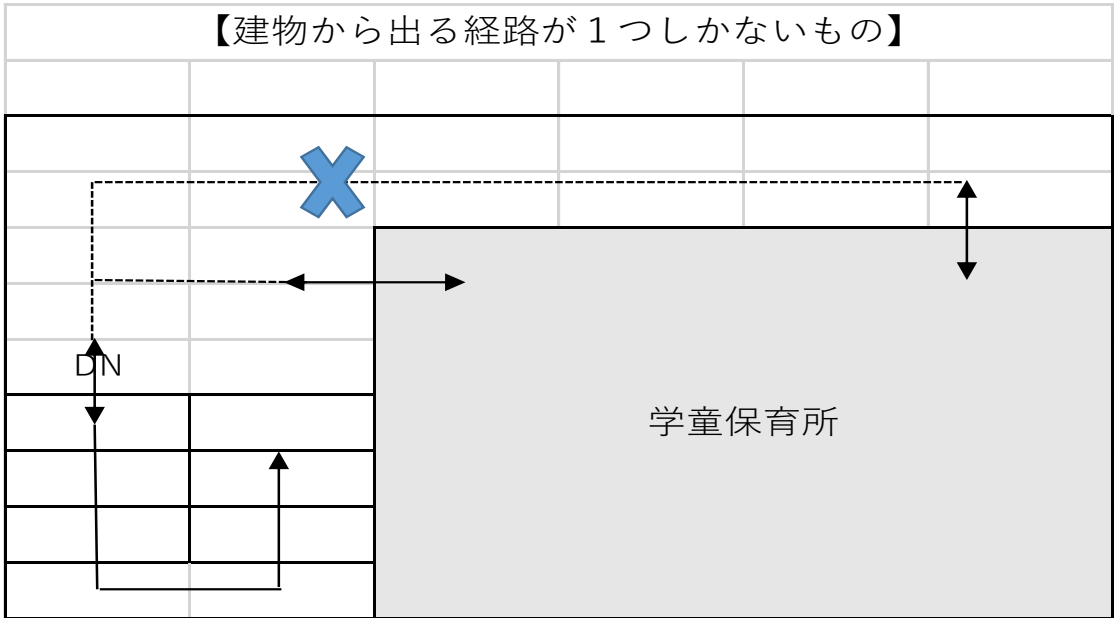


学童保育所敷地内から公道へ出る際に、敷地に接道している公道が1つのみの場合は、上図のように2つの避難経路の距離は、離れたものでなければならない。また、敷地内を通過する経路については、その経路の幅員は1 m以上確保するよう努める必要がある。

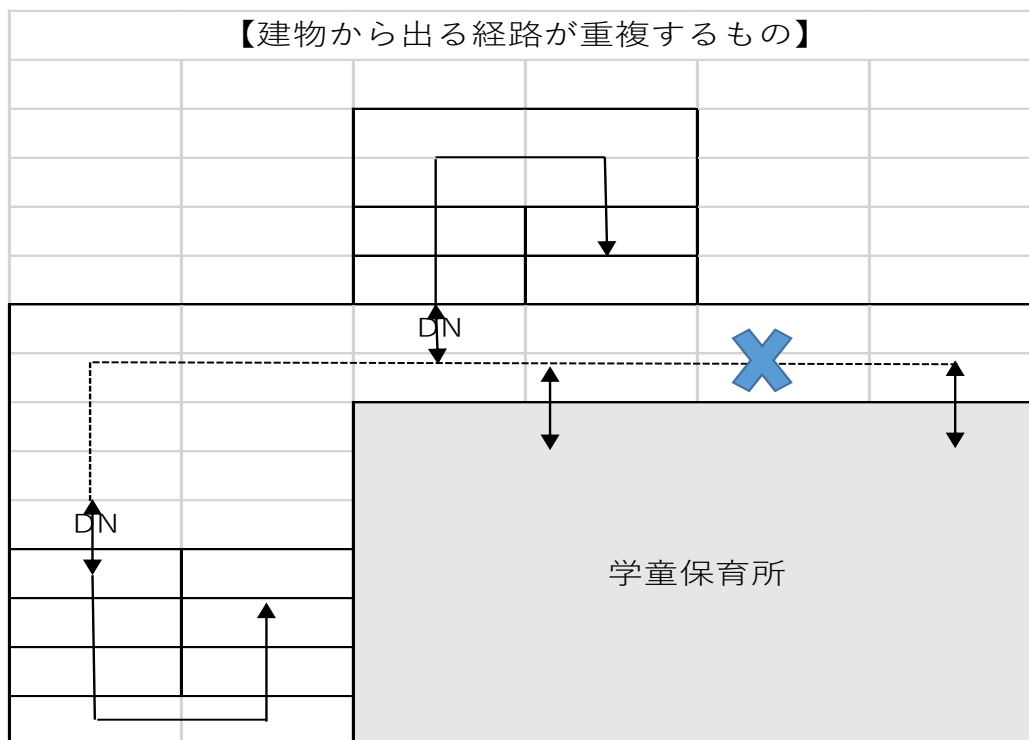
4 【参考】避難経路として認められないもの



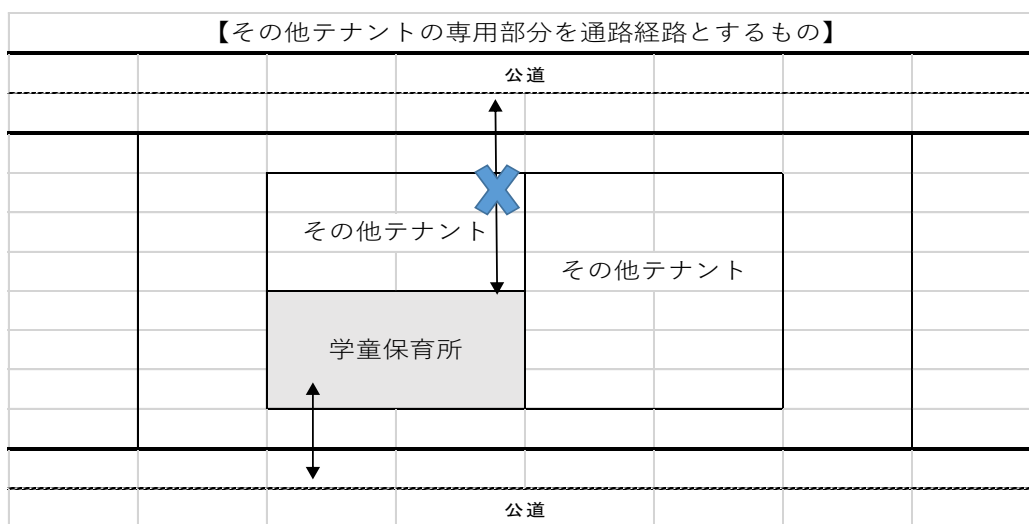
育成室から2か所2方向の避難経路があっても、学童保育所外へ出る経路が重複するため不可。



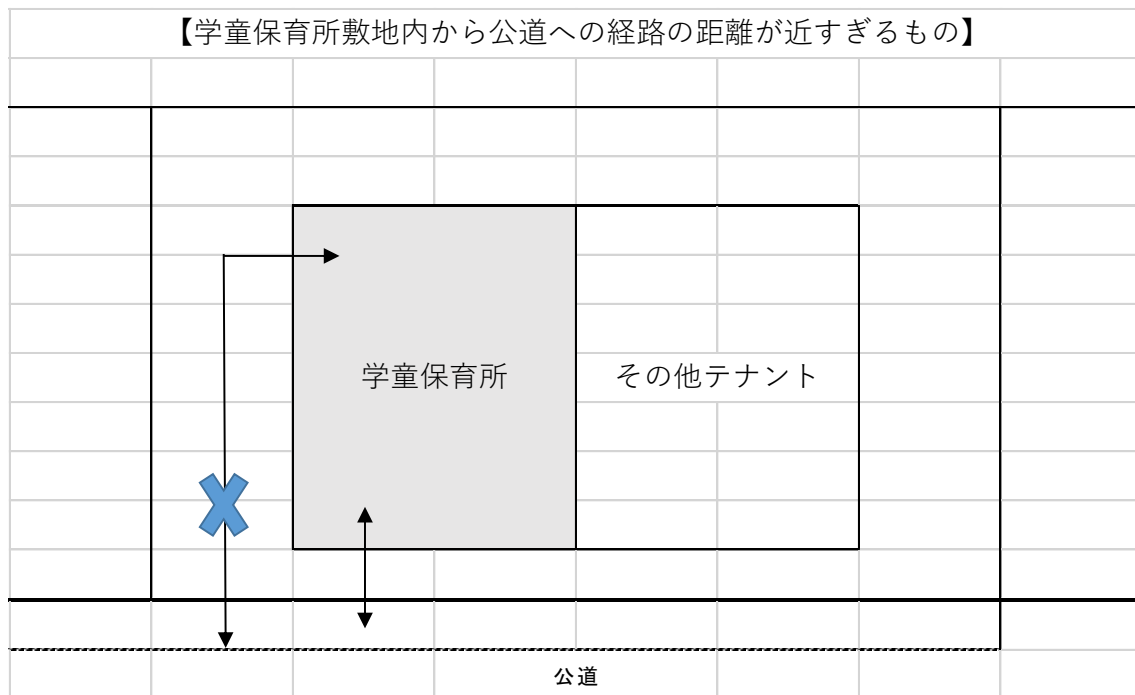
学童保育所から出る避難経路が2か所2方向あっても、建物外へ出る経路が重複するため不可。



上図の場合、学童保育所外への避難経路が2か所2方向あっても、下階への階段までの経路が重複するため不可。



その他テナントの専用部分を通過する経路については、仮にその他テナントの許可を得ていたとしても、有事の際にその他テナント内が安全かの確証はなく、また、その他テナントが休業日であること等避難が困難となるおそれがあることから不可。なお、その他テナント内に共有部分があり、かつ当該部分の使用管理ができる場合は、避難経路の1つとすることができる。



上図のような場合は、公道への避難経路同士の距離が近く、2か所2方向避難の趣旨を損なうものであるため不可。

公道への避難経路が、やむを得ず同じ方向となる場合は、2か所2方向避難の趣旨から2つの避難経路同士は可能な限り離れていなければならない。

Q23 2階以上に学童保育所を整備する場合、学童保育所外への避難経路の1方向について、避難はしご、救助袋、避難用シューターを使用するものとするのはできるか。

A23 児童の安全確保の観点から、避難の際に怪我をするおそれのある設備に時間を要する設備を避難経路の1つとすることはできません。したがって、質問のある設備を避難経路の1つとすることは認められません。

なお、2階以上に学童保育所を整備する場合であって、テラスやベランダ等を經由する場合は、隣のテナントや住居の壁を壊さなければ避難できない経路や下の階のテナントや住居を通過しなければならない経路は不可となります。

Q24 2階以上に学童保育所を整備する場合で、学童保育所のある建物から出る避難経路の1つをエレベーターとすることはできるか。

A24 エレベーターは有事の際に使用できない恐れがあることから、避難経路の1つとすることは認められません。

Q25 民設民営学童保育所の整備予定地及び運営等に係る協議事項（2）では、「原則既存の民設民営学童保育所から直線距離で概ね 100m以上離れた場所での整備」が求められている。
この点について、公設の学童保育所からは 100m以上離さなくてもよいという理解でよいか。

A25 お見込みのとおりです。